

新型インフルエンザ対策の部門別検討事項の枠組み（案）

サーベイランス部門

1. インフルエンザウイルスサーベイランス（ブタ、ヒト）
2. 発生動向調査
 - ・ インフルエンザ（5類感染症）：定点
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）：全数
3. サーベイランスの強化
 - ・ クラスタースurveyランス
 - ・ 症候群サーベイランス
 - ・ 病原体サーベイランス
4. インフルエンザによる超過死亡
5. その他

予防と封じ込め（公衆衛生対策）部門

1. 検疫の強化について
 - ・ 有症状者などの入国
 - ・ 有症状者などの出国
 - ・ 検疫所と都道府県、関係機関の連携
2. 海外渡航者への対応
 - ・ 渡航者の感染予防注意の喚起
 - ・ 渡航自粛
3. 輸入動物対策
4. 防疫対策資材、衛生資材などの供給
5. 地域における感染予防方法
6. 患者・接触者対応
 - ・ 抗ウイルス薬の予防投与について（対象、投与方法等）
 - ・ その他
7. 積極的疫学調査
8. 遺体への対応
 - ・ 火葬場
 - ・ 遺体収容能力
9. 国民生活の社会活動の制限
 - ・ 集会の自粛、学校や事業所の対応
 - ・ 発生地域における対応
10. 早期封じ込め
11. その他

予防と封じ込め（ワクチン及び抗ウイルス薬）部門

1. 抗ウイルス薬
 - ・ 使用方法
 - ・ 投与の優先順位
 - ・ 感染地域への抗ウイルス薬の供給
 - ・ 抗ウイルス薬の有効性
 - ・ ウイルスの薬剤耐性
2. ワクチン
 - ・ ワクチン開発・候補株の作成
 - ・ 製造供給体制の確保
 - ・ 優先接種者
 - ・ 接種体制
 - ・ 有効性の評価、副反応情報
3. その他

医療部門

1. 診断と治療
 - ・ 患者、疑い例、観察例
 - ・ 検体の採取
2. 院内感染対策
3. 医療体制
 - ・ 国内大流行時における医療機関での医療体制の確保
 - ・ 医療機関の收容能力を超えた場合の医療体制の確保（空床利用、その他）
 - ・ 医療従事者の確保・補充
4. 患者の移送
5. 遺体への対応（医療機関内）
6. その他

情報提供・共有部門

1. 国民へのメッセージの作成・提供
 - ・ フェーズごとの情報提供内容
 - ・ 効果的な媒体、情報提供方法
 - ・ Web ページ
 - ・ ポスター、リーフレット
 - ・ メディア
2. 国と地方自治体等との情報共有のあり方（電話会議、メール等）
3. 利用媒体・機関の整理
4. 相談窓口等の設置
 - ・ 一般向け、医療機関向け、地方自治体向け等
5. 渡航者向けの情報発信
6. その他

インフルエンザ（H5N1）*の症例定義（案）

[要観察例**]

下記（1）または（2）に該当する者であって、38℃以上の発熱等インフルエンザ様症状がある者、あるいは原因不明の肺炎や呼吸困難、原因不明の死亡例。

（1）10日以内に死鳥、インフルエンザウイルス（H5N1）に感染している、又はその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）との接触歴***を有する者

（2）10日以内にインフルエンザ（H5N1）患者（疑い例も含む）との接触歴***を有する者

**：上記の定義に当てはまるものは、病原体の検査を行う。

***：1mないし2mの範囲の濃厚な接触。

※感染症法第8条における「疑似症患者」の定義は別に定める。

[確定診断]

上記「要観察例」の定義を満たし、かつ以下のいずれかの方法によって病原体診断がなされたもの

（1）病原体の検出

（2）病原体の遺伝子の検出

*インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）の略称

フェーズ4以降における新型インフルエンザの症例定義（案）

実際に新型インフルエンザが発生した場合の症例定義は科学的知見により示す必要があるが、現段階の知見をもとに検査及び医療的な観察下に置く必要がある症例として、暫定的に下記のとおりとする。なお、知見が集積し、感染性や病原性の状況により、定義を適宜修正することとする。

[要観察例*]

下記（1）または（2）に該当する者であって、38℃以上の発熱等インフルエンザ様症状がある者、あるいは原因不明の肺炎や呼吸困難、原因不明の死亡例。

- （1）10日以内に死鳥、H5N1を含む、ヒトへの新しい亜型のA型インフルエンザウイルスに感染している、又はその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）との接触歴**を有する者
- （2）10日以内にH5N1を含む、ヒトへの新しい亜型のA型インフルエンザウイルスに感染している患者（疑い例も含む）との接触歴**を有する者

*：上記の定義に当てはまるものは、病原体の検査を行う。

**：1 mないし2 mの範囲の濃厚な接触。

[確定診断]

上記「要観察例」の定義を満たし、かつ以下のいずれかの方法によって病原体診断がなされたもの

- （1）病原体の検出
- （2）病原体の遺伝子の検出